

浜松市告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年3月10日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年3月10日から2週間浜松市浜名土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月10日

浜松市長 中野祐介

道路の種類	路線名	区間	別	幅員	延長
市道	浜北内野31号線	浜松市浜名区内野1511番3地内から 浜松市浜名区内野1510番地内まで	前	最小2.85m ～ 最大4.65m	50.80m
			後	最小4.00m ～ 最大7.00m	